

町田市行政不服審査会
2018年度第8号事件
(審査請求人〇〇 〇〇)

2022年1月12日

答 申

町田市長 石坂 丈一 様

町田市行政不服審査会
会 長 野 村 武 司

2018年10月4日付け18町総法第73号(2018年度第8号事件)でなされた諮問について、以下のとおり答申いたします。

第1 審査会の結論

審査請求人〇〇〇〇(以下「審査請求人」という。)が2018年5月18日付けで処分庁町田市長(以下「処分庁」という。)に対して行った個人情報開示請求に対して、処分庁が2018年5月31日付け18町財財第141号をもって行った個人情報部分開示決定処分は、妥当である。

第2 審査請求の趣旨

審査請求人は処分庁が2018年5月31日付け18町財財第141号をもって行った個人情報部分開示決定処分を取り消すとの決定を求めた。

第3 本件事案の経緯

- 1 審査請求人は、町田市個人情報保護条例(以下「本件条例」という。)第20条第1項の規定により、2018年5月18日付け「個人情報開示等請求書」で、処分庁に対し「ハラスメントに係るヒアリング対象者よる内容及び経い及財務部回答に依までの経緯の資料と総務部も含めて」を対象とする個人情報開示請求を行った。
- 2 処分庁は、「ハラスメントに係る苦情・相談の申出への部内対応報告票

について（提出）【2017年9月15日申出分】を対象文書とし、一部について非開示とする決定をし、2018年5月31日付け18財財第141号「個人情報部分開示等決定通知書」により審査請求人に通知した。

3 審査請求人は、審査庁町田市長（以下「審査庁」という。）に対して、上記処分を不服として2018年6月4日に「審査請求書」により審査請求を行った。

4 処分庁は、2018年7月30日付け18町財財第280号「弁明書」により弁明した。

5 審査請求人は、2018年9月5日に「反論書」により反論した。

6 審査庁は、本件条例第30条第2項の規定に基づき、2018年10月4日付け18町総法第73号「審査請求について（諮問）」により、本件審査請求について当審査会に諮問した。

7 審査会は、次のとおり調査審議を行った。

2021年6月18日 審議

2021年7月16日 処分庁への事情聴取

2021年9月17日 審査請求人による口頭意見陳述

2021年10月15日 審議

2021年11月12日 審議

2022年1月7日 審議

第4 審査請求人と処分庁の主張

1 審査請求人は、審査請求書において、相手方に対し、何が分かったのか内容を知る権利があり、真実を確認したいとの主張をした。

2 処分庁は、弁明書において主に次の主張をした。

(1) ハラスメントに係る苦情・相談への対応では、事実確認を行うために、申出職員と相手方職員のみならず、その内容に関わる第三者からも聞き取りを行う。

(2) ハラスメントを扱う特性上、これらの関係者には、上司と部下という関係があり、それぞれの主張や証言が対立することもあり得る。

(3) 証言内容が開示されると、それぞれの証言に職場の関係性による付度が含まれ、率直な発言が得られなくなったり、関係者の精神的な負担が

増大し、証言をためらわせるなど、ハラスメントにおける事実確認を行うことに支障が生じる。

第5 審査会の判断

1 本件文書について

本件対象文書は、審査請求人に係るハラスメント事件（以下「本件ハラスメント事件」という。）に関して実施機関が保有している個人情報のうち、財務部財政課が総務部職員課に提出するために作成した起案書に綴られた公文書一式であり、「ハラスメントに係る苦情・相談受付票の申出への部内対応報告票について（提出）【2017年9月15日申出分】」を件名とする起案文に続いて、提出文書の一覧と一覧に記載されている文書からなっている。

このうち、本件ハラスメント事件に関する相手方及び相手方以外の第三者からの事実確認調査（ヒアリング）における質問に対するヒアリング対象者の回答内容又はその抜粋部分（①「事実確認調査票（相手方確認聞き取りシート）」及び4件の「事実確認調査票（第3者確認聞き取りシート）」の対象職員（又はヒアリング職員）の質問に対する回答部分のすべて、②2018年1月17日付の「ハラスメントに係る部内協議」として協議内容が記載されている文書に添付された【資料1】の①を引用して転記された部分のすべて）が、いずれも回答を行った対象者の氏名を開示した上で、発言内容であることを理由に、本件条例第21条第1項第6号を根拠として、回答内容を示す部分が不開示とされている。

2 本件条例第21条第1項第6号該当性について

(1) 本件条例第21条第1項第6号について

本件条例第21条第1項第6号は、「市又は国等の事務又は事業の運営に関する情報であつて、開示をすることにより当該事務又は事業の実施の目的を失わせ、又は公正かつ適正な実施を著しく困難にすると認められるもの」を不開示とするものである。

町田市では、ハラスメント事案について、町田市ハラスメント防止対策委員会を設置するとともに、『【町田市職員】ハラスメント防止体制に係る部内対応マニュアル』（総務部職員課、2017年7月1日）を作成

し、ハラスメントに係る苦情・相談の対応についてその体制を整備している。同マニュアルでは、ハラスメントに関する苦情・相談があった場合、申出職員からの申出内容の確認、さらに事実確認としてハラスメントを行ったとされる相手方、複数の第三者からの聞き取りを予定しており、その運用に当たっては、ことからの性質上、関係者が事実確認に協力したことによる不利益の回避などに留意した慎重な手順又は手続が求められている。そして、こうしたしくみが機能するためには、聞き取り（ヒアリング）において、「誰が、何を言ったか」については、こうした不利益を回避する点において保護される必要があり、また、これらが保護されているということを前提として、正確で過不足のない聞き取りが保証されることになる。

したがって、本件ハラスメント事件に係る個人情報の開示不開示の判断が、本件事務又は事業のみならず、これ以降に行われるハラスメント事件の運用に決定的に影響を与えることになることから、この場合の「当該事務又は事業」とは、少なくとも本件においては、本件ハラスメント事件についての事務だけではなく、同種の事務又は事業を含むと考えるのが相当である。

（２）不開示の判断の妥当性について

本件文書の不開示部分は、相手方及び第三者の聞き取り（ヒアリング）の各発言内容であり、聞き取り（ヒアリング）対象者名が開示されていることを踏まえると、当該不開示部分を開示することにより、「誰が、何を言ったか」を明らかにすることとなる。その結果、本件事務又は事業において、上記不利益を回避できなくなることはもとより、同種の事務又は事業において、正確で過不足のない聞き取り（ヒアリング）を実施することが著しく困難となり、ハラスメント防止対策の目的を失わせることは明らかである。したがって、当該部分を、本件条例第21条第1項第6号に基づいて不開示とした実施機関の判断は妥当である。

3 結論

以上のとおりであるから、本件ハラスメント事件に関する相手方及び相手方以外の第三者からの事実確認調査（ヒアリング）における質問に対するヒアリング対象者の回答内容又はその抜粋部分を不開示とした実施機関の判断

は妥当である。

第6 付言

ハラスメント防止対策を含め、被害等を申し出、これに基づいて、事実を確認して申出に係る事実の存否、妥当性の審議に際して、関係者からの聞き取り（ヒアリング）は不可欠なものとして実施されるのが通例である。

その場合、係る調査に強制力がないこと、証言のみが裏付けとなる場合も少なくないことから、聞き取り（ヒアリング）対象者に不利益が生じないことを含め、忌憚なく、率直に、又過不足なく証言できる環境を整えることは必要不可欠なことである。

こうした環境整備において必要なのは、「誰が、何を言ったか」について保護するということであると思われるが、他方、被害を申し出た者の利益からすると、「誰が、何を行ったか」又は「行わなかったか」については少なくとも本人に明らかにされる必要がある。

ところが、本件において、本来、保護すべき証言をした者（ヒアリングに応じた者）について氏名を明らかにする一方で、発言内容について不開示としている。しかしながら、被害を申し出た者が、申出に係る事実について知る利益があることを踏まえると、発言者の氏名を伏せた上で（したがって、誰がヒアリングに応じたかを伏せた形で）、支障のない限りで、発言者の発言内容を開示することはあり得たはずである。

また、申し出た職員に対して示された結論が、結論を言い渡したにとどまるという現状を踏まえると、係る事件が生じるたびに、「誰が、何を行い、それがどのように認定されたか」について開示請求がなされることが危惧されるところである。

いったん、開示したものは不開示にできないという情報の開示の性質から、本件において、不開示の判断を妥当としたが、不開示の方法については、今後の開示請求への影響を踏まえ大いに疑問の残るところである。改善されたい。